

選定審査方法について(案)

1. 審査方法

審査方法は、全ての応募団体を対象に書類審査及び面接審査を実施する。書類審査及び面接審査において総合的に採点評価を行い、得点が最上位の者を候補者として選定し、得点が次順位の者を次点の候補者として選定する。

2. 審査点数について

- (1) 各採点委員の持ち点数は、採点者ごとに 100 点とする。
総合計得点は、「100 点満点／人×採点委員数＝満点」とする。
(例：採点委員が 5 人の場合は 500 点)
- (2) 書類審査で欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は面接審査に出席すれば、採点可能とする。
また、面接審査の際に欠席委員がいる場合は、当該欠席委員は採点できない。
- (3) 採点した委員全員の点数を合算し、評価の総合計点が満点の 60%以上に達した団体が
ない場合は、適格者なしとする。
- (4) 最上位の者が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点 2 点、
2 番目の団体を順位点 1 点、その他の団体を順位点 0 点とし、その合計が最上位の団体を
候補者と決定する。
- (5) (4)の場合において、さらに最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、
次の審査項目表中の優先順位の順に、審査項目の各採点委員の点数を合計し、その合計点を比
較して、最上位の団体を
候補者と決定する。

優先順位	審査項目
第 1 位	(5) 周辺地域との連携を図る等、施設の効用を最大限発揮させることができること。
第 2 位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第 3 位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第 4 位	(7) 管理経費の縮減が図られること。
第 5 位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第 6 位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎 その他経営に関する能力を有すること。
第 7 位	(6) 周辺地域の自然環境等を勘案した運営ができること。

- (6) これらの選定方法でも決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。

3. 採点の基準

採点は、次の表を基本として行うものとする。

採点基準	配点 5 点	配点 10 点	配点 15 点	配点 18 点	配点 20 点
特に優れている（高度な能力を有している）	5 点	9～10 点	13～15 点	15～18 点	17～20 点
優れている（優れた能力を有している）	4 点	7～8 点	10～12 点	11～14 点	13～16 点
普通（能力を有している）	3 点	5～6 点	7～9 点	7～10 点	9～12 点
多少不十分（多少能力が乏しい）	2 点	3～4 点	4～6 点	4～6 点	5～8 点
不十分（能力が乏しい）	1 点	1～2 点	1～3 点	1～3 点	1～4 点
劣っている（能力がない）	0 点	0 点	0 点	0 点	0 点

ただし、以下の項目については、次の通り点数を付与する。

(1) 管理経費の縮減のうち③指定管理料の削減

該当要件		配点
市の指定管理料の積算額と指定期間における指定管理料の提案額（平均額・小数第 1 位四捨五入）を比較し、削減率（小数第 2 位四捨五入）に応じて付与	2 %以上 4 %未満	1 点
	4 %以上 6 %未満	2 点
	6 %以上 8 %未満	3 点
	8 %以上	4 点

(2) 市長が定める要件のうち⑤市の施策に整合する取組実績等

応募書類の提出日において、応募団体が次に該当する場合、3 点を上限に項目ごとに 1 点を付与する。（グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たしていること。）

該当要件	配点
1 次のいずれかに該当する場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務があり、令和 8 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合 ○ 障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者(*)を 1 人以上雇用している場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	1 点
2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定を受けている場合	1 点
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合	1 点
4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	1 点
5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき、65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合	1 点
6 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。）	1 点
7 ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合	1 点